

川越市総合福祉センター条例施行規則の一部改正（案）の概要について

平成 23 年 1 月 6 日
福祉部障害者福祉課

1 趣 旨

現在、川越市総合福祉センター（オアシス）の休館日は、「①月曜日、②国民の祝日*¹、③国民の祝日が月曜日の場合、その日以後直近の国民の祝日以外の日、④12月29日から翌年の1月3日」を休館日としております。

平成 23 年 4 月 1 日から、利用者のより一層の利便性の向上を図るため、③の休館日について休館日としない旨の見直しをしようとするものです。

※1 ここでは国民の祝日とは、「その前日及び翌日が国民の祝日である日で休日となる日」を含みます。

2 改正の内容

川越市総合福祉センター条例施行規則第 2 条第 2 号括弧書きに定める国民の祝日が月曜日に当たるときの休館日の規定を削除します。（下記規則抜粋の下線部分）

川越市総合福祉センター条例施行規則（抜粋・現行）
（休館日）

第 2 条 川越市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 一 月曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条第 1 項及び第 3 項に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その日以後の直近の同法に規定する休日以外の日）
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 施行期日

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものです。

